

[事案 24-171] 年金支払開始繰下請求

・平成 25 年 2 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社の説明義務違反を理由に、年金支払開始時期の繰り下げを求めて申立のあったもの。

<申立人の主張>

平成 8 年 1 月に個人年金保険を契約したが、平成 24 年 1 月が年金支払開始予定であったことから、平成 23 年 10 月半ばに年金請求用紙が送付されてきたが、同用紙の請求内容の欄には、「一時金受取り」「年金受取り」の 2 つの選択肢しかなかった。その後、平成 24 年 6 月に 17 年前に募集人から受け取った設計書が見つかり、本件契約は年金開始時期を繰り下げ請求できる年金であることがわかった。保険会社は、冊子による案内を送付したと言うが、実際には届いておらず、説明義務を果たしていないので、年金支払開始時期を 5 年繰り下げしてほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険加入時に申立人に手交した約款には、「年金支払開始日前に限り、会社の定めるところにより、年単位で年金支払開始日の繰下げを行うことができる」旨の記載があるが、今般の申立ては年金支払開始後になされている。
- (2) 保険会社が説明義務を負う対象は、保険業法上説明が要求される「重要事項」と同様、保険契約者が保険契約締結の際に合理的な判断をするために必要な事項と考えられ、契約時に定められた年金支払開始日の繰下げが選択可能であることが、締結時に合理的判断をするために必ずしも必要不可欠な事項とまでは言えず、保険会社の説明義務の対象ではない。
- (3) 仮に、年金支払開始日の繰下げについて当社が説明義務を負うとしても、契約締結時に申立人へ手交している設計書において、申立人が認識可能な説明がなされており、当社は説明義務を果たしている。
- (4) 年金開始前に年金の請求に関する冊子を申立人に送付しているが、当該書類はサービスとして送付しており、仮に送付しなかったとしても、そのことが違法性を帯びるものとは考えていない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条により、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的根拠

本件契約では、所定の要件（年金開始前の請求等）がある場合には、契約上、契約者に一方的な変更権を与えているが、このような変更権は行使の要件に該当する場合のみに認められているものであり、その要件を満たさない場合には、一方的な変更権は認められない。また、申立人は変更権の説明の不存在、即ち説明義務違反を根拠としているが、説明義務違反は、契約の取消しや、損害賠償請求の法的根拠とはなるものの、契約内容を変更する請求の根拠とはなりえず、申立人の請求は理由がないものと言わざるをえないが、本件において説明義務違反が存在するか否かを以下に検討する。

2. 説明義務違反について

- (1) 説明義務とは、契約締結にあたり、一般人において契約締結意思を決定する上において重要な事実を告げなければならないことを意味し、契約締結後であっても、契約の特に重要な事項について、契約者から説明を求められた場合等、信義則上特段の事情がある場合には、法的義務として認められる場合があるが、この説明は必ずしも口頭でなされる必要はなく、文書でなされれば足りる。
- (2) 本件においては、保険会社は、年金支払開始日前の平成 23 年 10 月中旬ころ、申立人に対し、年金に関する請求書類や案内冊子等を送付した旨主張しており、この冊子によると、＜留意事項＞として、「年金種類や受取期間の変更をご希望の場合は、年金支払開始日の前々月中旬までにコールセンターまでご連絡願います」と明記されていることから、これを読めば、申立契約の年金受取期間を変更することができることが分かる。
- (3) 機械で封入物のチェックをしている保険会社が、この冊子を申立人に対し送付し忘れることは、通常考えられず、申立人は冊子を受取っていたものと推認することができ、申立人が、その冊子を読めば、年金受取開始日の繰下げという選択肢の存在を知り得ることができていたものといえる。
- (4) 申立人から提出された「設計書」によると、「年金のお受取を 5 年繰り下げたとき」と明記されており、この「設計書」は、契約締結に当たって、保険会社が契約者に対し、契約内容を一通り説明するための資料として用いるものであることから、本件においても、保険会社は、申立人に対し、同「設計書」を用いて申立契約の内容を説明していたものと推認され、したがって、保険会社は申立人に対し、申立契約締結時において、年金受取開始の繰下げという選択肢を説明していたものと推認される。
- (5) 以上の通り、保険会社は申立人に対し、本件契約締結時から年金受取開始日前まで、年金受取開始日の繰下げという選択肢の存在を、少なくとも書面によって提示していたものと認めることができ、年金受取開始日の繰下げという選択肢の存在について、必要な説明は行なっていたものと推認することができることから、保険会社に説明義務違反があったものと認めることは困難である。